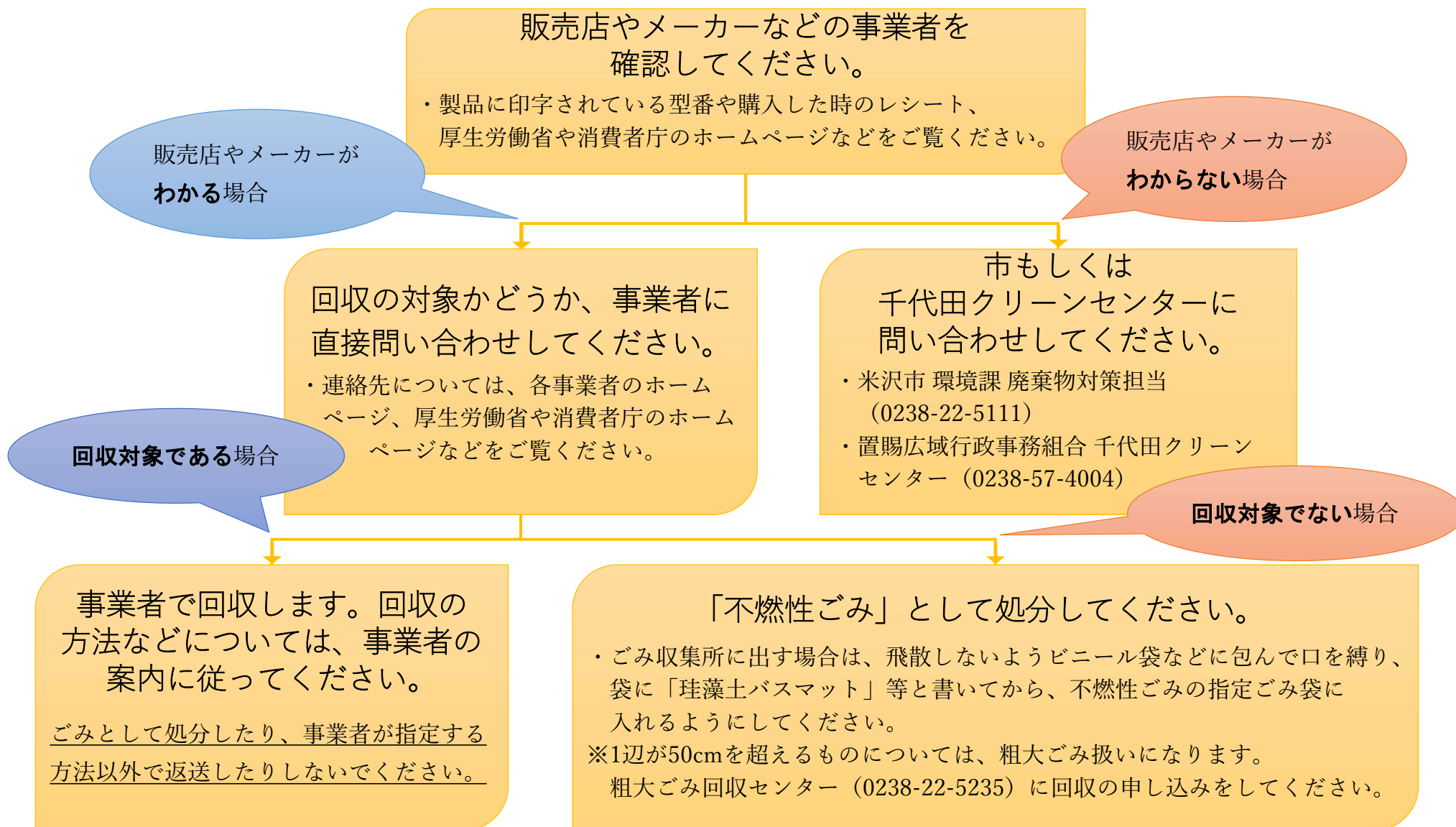


ご家庭で使用している珪藻土製品（バスマット、コースター等）を処分する際のフローチャート

令和3年1月現在 米沢市環境課



※事業活動で使用していた珪藻土製品を処分する場合は、産業廃棄物処理業者（県の許可を受けた業者）に問い合わせして処理を依頼してください。